

令和6年6月28日

懲戒処分等の公表及び市長コメント

本市職員に対し、地方公務員法第29条に基づく懲戒処分等を行ったので公表します。

記

【事案】敬老行事補助金交付事務に係る不適正な事務処理について

1 処分等の内容

- (1) 処分年月日 令和6年6月28日
- (2) 処分内容及び職員の役職階級・年齢・性別
停職2月 主事(31歳、男)
- (3) 非違行為の概要

本件については、令和5年度の敬老行事補助金交付事務において、申請者から提出された実績報告書の事務処理を怠り、実際には事務処理が完了していないにもかかわらず、完了したと上司に虚偽の報告を行うとともに、実績報告書、領収書等の内容を取り繕うため、公文書を偽造し、さらに、当該偽造した公文書の原本を破棄していましたことが判明したものです。

また、当該事実が発覚することを免れるため、私用の鞄に実績報告書等を入れ自宅に持ち帰ったほか、当該補助金の確定通知に係る起案書においては、決裁時には含まれていなかった申請者の額確定通知を決裁後に追加した後、公印を不正使用し、当該確定通知を発出していたことが判明したものです。

なお、当該補助金を私的に流用するなどの不正行為はなかったことを確認しております。

(4) 管理監督責任

上記の懲戒処分に伴い、部下職員に対する管理監督責任として、管理監督職員4人に対し、下記の処分を行いました。

- ・戒告 次長級(57歳、男)
- ・訓告 次長級(56歳、男)、課長補佐級(47歳、女)
- ・文書厳重注意 部長級(59歳、女)

○市長コメント

職員の服務規律の確保や適正な事務処理等については、これまでに再三にわたり注意を喚起してきたにもかかわらず、本市職員がこのような不祥事を惹き起こしたことは極めて遺憾であり、市民の皆様に対し深くお詫び申し上げます。

また、関係者の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、このような事務処理が再び行われることのないよう全職員に対し改めて指導してまいります。

当該職員並びに管理監督職員に対しては、厳正な処分をもって対処いたしました。今後、再びこのような事態を惹き起こすことのないよう、職員に対し全体の奉仕者としての責務をしっかりと認識させ、倫理観の高揚を図るとともに、法令の順守と服務規律の確保、適正な事務処理に努めてまいります。

〔問い合わせ〕

【処分に関するもの】

総務部人事課 TEL : 0220-22-2145 (直通) 担当 : 課長 菅原 智弘

【事案に関するもの】

福祉事務所長寿介護課 TEL : 0220-58-5551 (直通) 担当 : 課長 鈴木 清美